

京都市告示第101号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年4月15日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	太秦安井里0035号	右京区太秦安井北御所町15番地地先 同町12番地の2地先	点

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	弥栄里0003号	東山区祇園町南側571番地の1地先 同町570番地の123地先	点
2	梅ヶ畑里0033号	右京区梅ヶ畑向ノ地町6番地地先 同上	点

(建設局土木管理部道路明示課)